

湯島三丁目北東地区まちづくり基本方針検討会設置要綱

2024 文都地第 142 号令和 6 年 7 月 12 日 区長決定

(設置)

第 1 条 文京区都市マスタープランを踏まえ、湯島三丁目北東地区（文京区湯島三丁目 35 番から 46 番までの区域をいう。以下同じ。）において、まちづくり基本方針を策定するため、湯島三丁目北東地区まちづくり基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。湯島三丁目北東地区の全域を対象とした次に掲げる事項を所掌する。

- (1) まちづくり基本方針に関すること。
- (2) その他まちづくりに関すること。

(構成)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 公募委員 3 人以内
- (2) 天三町会の推薦による者 2 人以内
- (3) 湯島同朋町会の推薦による者 1 人以内
- (4) 白梅商店会の推薦による者 2 人以内
- (5) 湯島三丁目地区まちづくり協議会の推薦による者 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 検討会に会長 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 会長は、必要に応じて会議を招集する。

(意見聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会への出席を求め、意見

若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、都市計画部地域整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。